

2023 年度中東等産油・産ガス国投資等促進事業 環境整備／投資促進セミナー
「クウェート電力・水・再生可能エネルギー省（MEW）及びカタール公共事業庁
（PWA-Ashghal）向け上下水の効率運営に関する現地技術ワークショップ」
業務委託先の公募について

2023 年 11 月 6 日
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は、投資促進セミナーの一環としてクウェート電力・水・再生可能エネルギー省（MEW）及びカタール公共事業庁（PWA-Ashghal）を対象に、上下水の効率運営に関する現地技術ワークショップを実施するところ、下記要領にて本件にかかる業務の委託先を公募します。

記

1. 委託する業務

下記「2. 実施内容」に係る下記業務

- (1) ワークショップで使用する講義資料（英文）の作成
- (2) ワークショップでの講義、質疑応答（英語）と現場視察への参加
- (3) 事業報告書の作成

2. 実施内容

- (1) クウェート電力・水・再生可能エネルギー省（MEW）向け上水の効率運営に関する現地技術ワークショップ及び現場視察

【ワークショップのテーマ】

Day-1：12 月 17 日（日）

- 1) Asset Management methods and planning in Japan
- 2) Introduction of Japanese made technology for facilities management
- 3) Demonstration and operation on Blitz Grow system by participants

Day-2：12 月 18 日（月）

- 4) Leakage Control in Japan (1) Introduction of Japanese Cases
- 5) Leakage Control in Japan (2) Introduction of Japanese Technologies

Day-3：12 月 19 日（火）

現場視察

- (2) カタール公共事業庁（PWA-Ashghal）向け下水の効率運営に関する現地技術ワークショップ及び現場視察

【ワークショップのテーマ】

Day-1：12月20日（水）

- 1) Asset Management methods and planning in Japan
- 2) Introduction of Japanese made technology for facilities management
- 3) Demonstration and operation on Blitz Grow system by participants

Day-2：12月21日（木）

現場視察

3. 公募（見積り）に関する留意点

- (1) 見積書には金額の積算根拠を記載すること。
- (2) 講師の航空賃、宿泊費、海外旅行保険料は当センターが手配、精算するので、見積りには含めない。なお、フライトの搭乗クラスは委託先の規程を適用する。
- (3) 現地に派遣する講師は最大3人までとする。
- (4) 講師を含む関係者の役割を記載した体制図を見積書に添付すること。
- (5) 事業報告書は各講義のサマリー、視察先での議事録、本委託業務を通じて知り得たクウェート及びカタールの上下水分野の効率運営に関する問題点や課題を整理し、解決のための対応策（案）を記述する。また、各講義資料を添付する。

4. 応募要件

- 日本法人（登記法人）であること。
- 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第3者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる者に対し指導・管理責任を有する。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本業務のための個別要件>

- 2020年度以降に当センターに関する中東（GCC6ヶ国とエジプトとイラン計8ヶ国）向けの国内受入、調査、技術協力、投資促進セミナー（ウェビナーを含む）、現地ワークショップ等の業務実績を有すること（委託、再委託契約も含む）
- 過去にクウェート、カタール国における「上下水分野」の業務実績を有すること（当センターに関する事業に限らず）

5. 応募書類：下記の書類をまとめて公募締め切り前に郵送すること。

- 見積書(人件費等の積算根拠を含む)
- 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）
- 各トピックについて提供できるコンテンツ（書式自由）
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績（年度、向先、内容）
- 実施体制と実施体制に掲載された従事者の役割
- 暴力団排除に関する誓約書（別添に署名いただき応募書類と一緒に提示下さい）。

6. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価する。

- 提案金額とその内訳、経費の構成
- 提供できるコンテンツの内容
- <本業務のための個別要件>を満たす業務実績の内容
- コンプライアンス対応

7. 応募書類の提出期限

2023年11月20日（月）15時必着（郵送または持込み）

8. 選定結果の通知

2023年11月27日を目途に当センターのホームページに掲載する。

選定結果に関する問い合わせは不可とする。

9. 応募書類提出および問い合わせ先

一般財団法人中東協力センター 吉田（参事）

Email : yoshida@jccme.or.jp

Tel: 03-3237-6722

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所

社名

氏名

印